

預金口座振替に関する契約書

(インターネットバンキングサービス利用)

_____ (以下「甲」という) と室蘭信用金庫 (以下「乙」という) とは、乙のインターネットバンキングサービス (以下「IBサービス」という) 利用により甲の _____ 等の預金口座振替収納事務に関し、次のとおり契約する。

第1条 (委託事務および取扱店の指定)

甲は、乙に対し乙の _____ を取りまとめ店として、次条以下に定める方法により _____ 等の収納事務の取扱を委託する。

第2条 (預金口座振替依頼書の受理等)

- (1) 甲は、預金者 (契約者) から預金口座振替依頼書 (以下「依頼書」という) と預金口座振替払いに関する届出書または預金口座振替申込書 (以下「届出書」という) の提出を求める。
- (2) 甲が預金者 (契約者) から依頼書および届出書を受理したときは、乙に送付し、乙は記載事項を確認のうえこれを受理したときは、届出書を甲に送付する。依頼書に印鑑相違その他の不備事項があるときは、これを受理せずに速やかに甲に返戻する。

第3条 (振替日)

- (1) 振替日は毎月 _____ 日とする。ただし、当日が乙の休業日にあたるときは、その翌営業日とする。
- (2) 甲は、振替日を変更するときは預金者 (契約者) に対して周知徹底をはかるものとし、乙は特別な通知等を行わない。

第4条 (請求明細の引渡し)

- (1) 甲は、届出書にもとづいて預金者 (契約者) 宛の請求明細を甲の占有管理するパソコンによって作成し、振替日の2営業日前の所定時間までにIBサービスを利用し乙へ送信する。
- (2) 甲は、請求明細の作成にあたっては必要事項、特に口座番号の正確を期するものとする。
- (3) 甲は、請求明細の送信後は原則として、内容の変更を行わないものとする。

第5条 (振替処理)

- (1) 乙は、請求明細にもとづき振替日に振替処理を行なう。
- (2) 乙が受領した請求明細に瑕疵等があり、この原因により振替日における振替処理に支障を生じる懸念があるときは、甲が乙の協力を得て対策を講じるものとする。
- (3) 乙のオンライン障害等の事情により振替日における振替処理に支障を生じる懸念があるときは、乙が甲の協力を得て対策を講じるものとする。

第6条 (口座への入金)

乙は、振替日の3営業日後までに引き落とした資金を甲の指定する乙のIBサービス契約口座(店名 _____ 科目 _____ 番号 _____)へ入金する。

第7条 (領収書の送付)

乙は、預金者に対する領収書の作成及び送付は行わない。

第8条 (引き落とし不能分の再請求)

甲は、振替不能分について再度預金口座振替により請求するときは、請求明細を作成して、次の振替請求の際に乙へ引き渡す。

この場合、再請求分と次回請求分を同時に請求するときには、その引き落としについて優先順位をつけない。

第9条 (口座振替結果照会)

甲は、振替日の翌営業日の午前10時30分以降から振替処理結果を照会し、結果を把握することができる。(翌営業日を含めて3営業日間)

この場合の振替不能理由コードは下記のとおりとする。

コード	理 由
0	振 替 済
1	資金不足
2	預金取引なし
3	預金者の都合による振替停止
4	預金口座振替依頼書なし
8	委託者の都合による振替停止 (依頼返却)
9	そ の 他

第10条 (請求明細の授受)

(1) 請求明細の授受は、甲と乙の事務センターとの間において乙のIBサービスを利用して行なう。

甲と乙の間の送受信処理はすべて甲の責任において行なう。

(2) 甲と乙の間の送受信費用はすべて甲の負担とする。

第11条 (預金者への通知)

乙は、預金口座振替に関して預金者に対する引き落とし済みの通知および入金の督促等を行わない。

第12条 (取扱手数料)

(1) 甲は、振替請求件数1件につき金 _____ 円の取扱手数料および取扱手数料合計額に係る消費税相当額を乙に支払う。

(2) この手数料の支払い方法は、第6条の振替資金の入金日に振替資金から差し引きのうえ支払う。

(3) 乙は、甲に対する「領収書」の発行を省略する。

第13条 (帳票類作成の費用)

この取扱に係わる帳票類作成の費用は甲の負担とする。

第14条 (停止通知)

甲は特定の預金者(契約者)について預金口座振替による収納を停止したときには、氏名等を乙の取りまとめ店に通知する。

第15条 (解約、変更通知)

乙は、預金者の申し出または乙の都合により、当該預金者と預金口座振替契約を解約または変更したときは、甲にその旨を通知する。ただし預金者が当該指定預金口座を解約したときは、この限りではない。

第16条 (損害負担)

甲および乙は、それぞれの責めにより生じた損害を負担する。

甲、乙いずれの責めによるか明らかでないときは、両者で協議して定める。

第17条 (協議事項)

この契約書に定めていない事項で、実施上の細目を定める必要があるとき、この契約に疑義があるとき、およびこの契約を変更する必要があるときは、甲・乙協議のうえ定める。

第18条 (守秘義務)

1. 営業秘密等の守秘義務等

(1) 甲および乙は本契約の履行上知り得た相手方の技術上または、営業上その他の秘密(以下「営業秘密等」という。)を、相手方の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供・開示・漏洩せず、本契約に定める業務目的以外の目的に利用しない。

(2) 甲および乙は、営業秘密等を滅失・毀損・漏洩等することがないように必要な措置を講じ、各々、自ら支配が可能な範囲において当該情報の滅失・毀損・漏洩等に関し責任を負うが、その詳細およびいずれの支配可能な範囲にも属さない場合の責任分担については、甲および乙が別途協議のうえ、契約により決定する。

(3) 甲および乙は、営業秘密等をその責任において万全に保管し、本契約が終了した場合に相手方の指示があるときは、その指示内容に従い返却または廃棄する。

(4) 本項の定めは、本契約終了後も有効とする。

2. 個人情報の守秘義務等

(1) 甲および乙は、知り得た相手方の顧客の個人に関する一切の情報(以下「個人情報」という。)を、秘密として保持し、相手方の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供・開示・漏洩せず、本契約に定める業務目的以外の目的に利用しない。

- (2) 甲および乙は、個人情報に滅失・毀損・漏洩等することがないように必要な措置を講ずるものとし、各々、自ら支配が可能な範囲において個人情報の滅失・毀損・漏洩等に関し責任を負うものとする。
- (3) 甲および乙は、個人情報をその責任において万全に保管し、本契約が終了した場合は、直ちに、相手方に返却する。ただし、相手方の指示があるときは、その指示内容に従い返却または廃棄する。
- (4) 本項の定めは、本契約終了後も有効とする。

3. 許容される開示

- (1) 前二項の規定に関わらず、甲および乙は、本件情報を甲および乙または甲および乙の親会社、子会社もしくは関連会社の取締役、役員および従業員、ならびに弁護士、公認会計士、税理士、鑑定士等のアドバイザーであって、本件取引の検討・分析に職務上直接関与し、または本件取引の検討・分析のために本件情報を知る必要のある者（以下、総称して「情報受領権者」という。）に対して開示することができる。甲および乙は、本項にもとづき情報受領権者に対する開示を行う場合、本件情報の機密性について十分かつ適切に説明を行うものとし、かつ、開示する前に本件情報の開示を受ける情報受領権者が本契約にもとづく甲および乙の秘密保持義務と同等以上の秘密保持義務を甲および乙に対して負うことに合意することを開示の条件としなければならない。
- (2) 前号に加え、甲および乙は、適用法令、規則、裁判所の決定・命令・行政機関の命令・指示・自主規制機関の規則・要請等（以下「適用法令」という。）にもとづき必要とされる場合には、これに従い本件情報を開示することについて速やかに連絡するものとする。また、甲および乙がかかる適用法令等にもとづく本件情報の開示を行う場合においても、甲および乙は、本件情報の機密性を確保する上で合理的な範囲で適切と認められる方法により、かかる開示を行うものとする。

第19条（反社会的勢力の排除）

1. 甲および乙は、自らまたは自らの役員・使用人等、親会社、代理人もしくは媒介をするものが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一つにでも該当する行為を

行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 甲および乙は、第1項および第2項の確約に反して、相手方又は相手方の代理人もしくは媒介をするものが暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をしたことが判明したときは、何ら催告をせず、本契約を解除することができる。
4. 甲および乙が、本契約に関連して、第三者と下請又は委託契約等（以下「関連契約」という。）を締結する場合において、関連契約の当事者又は代理もしくは媒介する者が暴力団員等あるいは第1項各号のいずれかに該当することが判明した場合、相手方は、関連契約を締結した者に対して、関連契約を解除するなど必要な措置を取るよう求めることができる。
- なお、甲または乙が関連契約を締結した当事者に対して必要な措置を求めたにもかかわらず、関連契約を締結した者がそれに従わなかった場合には、その相手方当事者は本契約を解除することができる。
5. 第3項または第4項の規定の適用により本契約を解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対して一切の請求を行わない。また、かかる解除により解除した者に損害が生じたときは、解除された者がその損害を賠償するものとする。

第20条（有効期間）

この契約の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

但し、期間満了の2カ月前までに甲又は乙が別段の意思表示を行わないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間なおその効力を有するものとし、以後も同様とする。

第21条（契約の解約及び解除）

- (1) 甲または乙が次の各号のいずれか一つに該当したときは、甲または乙は当然期限の利益を喪失し、本契約に定める義務をただちに履行しなければならず、何らの催告なくしてただちに本契約の全部または一部を解除することができる。
- ①手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
 - ②所有する財産に差押え、仮差押え、仮処分、滞納処分もしくは競売の申立てがあったとき
 - ③支払いの停止、破産、特別清算開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始の申立てがあったとき、あるいは解散を決議したとき
 - ④監督官庁から営業の許可取消処分または停止処分を受けたとき
- (2) 甲及び乙が本契約に違反し、故意または重大なる過失により相手方に損害を与えた場合、相手方はいずれも文書で通知することにより、本契約を解除できるとともに、その損害についても請求できる。

- (3) 甲及び乙は、本契約有効期間中でも、2カ月前に相手方に契約の解約を、書面をもって通知することにより、本契約を解約することができるものとし、この場合は、損害賠償の責を負うことはないものとする。

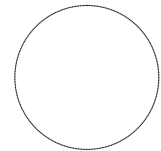
この契約の証として、本契約書2通を作成し甲・乙が記名捺印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲

住 所

氏 名



乙

住 所

氏 名

